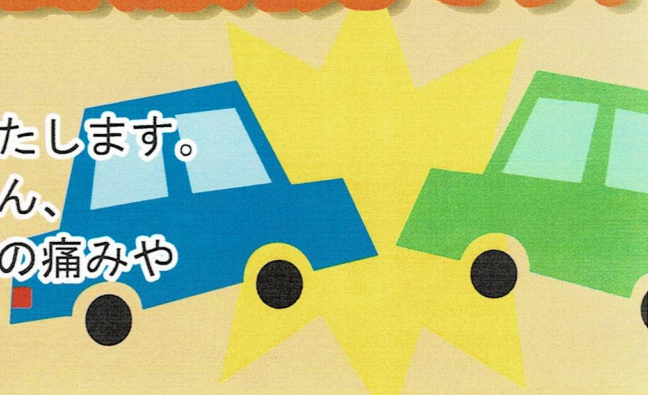


当院は交通事故対応の 治療院です!

あなた自身の交通事故

大切な家族が交通事故にあったら

交通事故は後遺症が残りやすいので
専門家による徹底的な治療をオススメいたします。
交通事故によって損傷した患部はもちろん、
事故が引き起こした身体のあらゆる部分の痛みや
不調等もお気軽にご相談ください。



交通事故治療の流れ…

- ① すぐに警察に連絡します。けが人がいれば救急車を呼びます。
- ② お互いの免許証、車のナンバーを確認し、連絡先を交換します。
- ③ 自分の保険会社に連絡を入れます。
- ④ 病院で検査を受けます。その際に、気になる箇所は全て伝えてください。
- ⑤ 相手の保険会社の担当者に当院で治療する旨を伝えるか、当院から連絡します。

慰謝料が
支払われます
治療1日当たり

約4,200円

※条件によって上下する
ことがあります

国家資格

柔道整復師
が対応

病院・他院
からの

転院可能

自賠責保険、任意保険
などを適用できますので

窓口負担は

※詳しくはお問い合わせください

0円



当院は交通事故（自賠責）の指定を受けた治療院です。

交通事故治療はお任せください！

国家資格を持った専門家が治療いたします。

交通事故によるむち打ち、頭、首、肩、背中、腰の痛み、めまい、手足のしびれなど何でもご相談ください。

むち打ちなどは、神経症状なので、レントゲンやMRIなどの機器を使ってもハッキリとはわかりません。完治するためにはそうした症状を熟知した治療を行う接骨院での施術をお勧めします。



交通事故治療 Q&A

Q 交通事故治療で窓口の支払いは発生しますか？

A いいえ、かかりません。交通事故の場合、自賠責保険により治療費が支払われますので患者様の負担はありません。

Q 数日経ってから、痛みが出てきた箇所は治療してもらえますか？

A 2, 3日後、長くても1週間以内であれば事故との関連性が認められると思いますが、日数が経つほど、相手側保険会社は認めなくなりますので、初めに病院で診察されるときに違和感がある場所は全て伝えましょう。また新たに痛みが発生したらすぐに保険会社に連絡して治療の了解を得て下さい。

Q 加害者から慰謝料がもらえると聞きましたが、本当ですか？

A はい、本当です。一般的には $4,200円 \times 通院日数 \times 2$ の額を相手側から慰謝料として受け取れます。通院日数 $\times 2$ が治療期間を超える場合は、 $4,200円 \times 治療期間$ の額が慰謝料になります。但し、保険会社によってこの限りではない事があります。

Q 3ヵ月を超えると、治療を打ち切られると聞きましたが本当ですか？

A 事故の程度にもよりますが、多くの保険会社が3ヵ月を超えてくると治療の終了を迫ってくることが多いようです。ですから1, 2ヵ月目にしっかりと通院し治療されることをお勧めします。もちろん、痛みが残っている場合は、保険会社にしっかりと症状を伝え了解してもらったり、再度病院で診断してもらう事により、継続治療することも可能です。

Q 加害者側が保険に入っていないと言っていますが、治療は可能ですか？

A 車を所有している方であれば、必ず強制保険（自賠責保険）に入っていますので、治療は可能です。保険に入っていないと言うのは、おそらく任意保険の事だと思います。軽いむち打ちなどの症状であれば、自賠責保険の範囲内で収まることが多いですが、後遺症や障害が発生した場合などの自賠責の範囲を超えた分や被害者の車の修理代などは、加害者側に損害賠償することになります。